

+ 1月の休日当番医

[診療時間：9時～17時]

※当番医が変更になる場合や、当番日に診療していない科もありますので、事前に問い合わせの上受診してください。

当番日	休日当番医
1日(金)	北福島医療センター (内科・外科・消化器内科ほか) 伊達市箱崎字東 23-1 ☎ 551-0551
2日(土)	北福島医療センター (内科・外科・消化器内科ほか) 伊達市箱崎字東 23-1 ☎ 551-0551
3日(日)	大山クリニック (内科・消化器内科) 伊達市北後 13-1 ☎ 583-2136
10日(日)	菊地整形外科 (整形外科) 伊達市坂ノ上 10-1 ☎ 583-2633
11日(月)	さとうファミリークリニック (内科・小児科・消化器内科ほか) 保原町上保原字中島 8-5 ☎ 574-2811
17日(日)	桑名医院 (内科・消化器内科・小児科) 伊達市片町 41 ☎ 583-3024
24日(日)	阪内医院 (内科・外科・胃腸内科ほか) 梁川町青葉町 97 ☎ 577-2222
3-1日(日)	せきね医院 (内科・外科・胃腸内科) 月舘町月舘字町 36 ☎ 572-2333
福島県子ども救急電話相談	
夜間の子どもの急な病気・けがの相談に、医師や看護師が応じます。 相談時間：毎日 19時～翌朝 8時 ☎ 521-3790 (短縮ダイヤル # 8000)	

ケアマネジャーってどんな人？



ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように、介護サービスの窓口役になります。

【ケアマネジャーの役割】

- ・ケアプランの作成
- ・介護サービス事業者との連絡調整
- ・介護サービスの評価とサービス計画の練り直し など

地域包括支援センターってどんなところ？

高齢者の皆さんの相談に応じます

地域包括支援センターは、地域で暮らす皆さんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられており、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合相談窓口です。

主任ケアマネジャーや保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士が常駐し、皆さんの相談に対応します。皆さんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、地域包括支援センターを積極的にご利用ください。

▼お住まいの地域のセンターをご利用ください

名称	場所	電話番号
伊達地域包括支援センター	伊達ふれあいセンター内	☎ 551-2144
梁川地域包括支援センター	特別養護老人ホーム「梁川ホーム」内	☎ 572-4872
保原地域包括支援センター	プライムケア桃花林敷地内	☎ 574-4774
霊山・月舘地域包括支援センター	霊山総合福祉センター「茶臼の里」内	☎ 586-1323
霊山・月舘地域包括支援センター出張窓口	月舘保健福祉センター「やまゆり」内	☎ 573-3113

介護保険の仕組みを知ろう

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けるための制度です。いざ介護が必要になったときのために、介護サービスを受けるための流れを知っておきましょう。

☎ 高齢福祉課介護保険係 ☎ 575-1299

介護保険とは
介護保険は、介護が必要になった高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、社会全体で支える仕組みとして、平成12年からスタートした制度です。市が運営主体（保険者）となり、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となります。保険料を納め、介護が必要になったときに、費用の一部（所得に応じて1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。（40～64歳の人は、介護保険の対象となる指定の病気になった場合）

まず「要介護認定」の申請
介護サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。申請は高齢福祉課または各総合支所にお越しください。申請は本人や家族のほか、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに依頼することもできます。

要介護認定を受けるには

- 1 申請**
まずは市役所で要介護認定を申請します。
- 2 調査・判定**
訪問調査：訪問調査員が自宅などを訪問して心身の状態を聞き取ります。
- 3 認定**
介護や支援が必要な度合に応じて「要介護度」（要介護1～5、または要支援1・2）が決まります。

認定審査会（判定）：要介護度を決定するための審査会を開催し、公平な審査・判定をします。かかりつけ医が作成する主治医意見書なども参考にしながら判定されます。

※非該当の場合
介護や支援が必要ないと判断された場合は「非該当」となります。非該当と認定された場合でも、基本チェックリストで日常生活に必要な機能が低下していると確認できた場合は、介護予防・日常生活支援総合事業（ホームヘルプ・デイサービス）を利用できます。

申請から認定まで、概ね1カ月ほどかかります。

ケアプランとは？

ケアプランとは、介護保険サービス等の利用についての方針を定めた計画のことです。被介護者や家族の現状をケアマネジャーが確認し、「どんなことで困っているか」「どのように暮らしたいか」などの具体的な希望をもとに計画書を作ります。

その時々状況に応じて、プランを見直ししながら、より良い介護を目指すものです。

サービスを利用するには
認定された要介護度によって、サービス利用の流れが異なります。

▼要介護1～5の場合
居宅介護支援事業所のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成し、サービスを利用します。

▼要支援1・2の場合
地域包括支援センターの職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成し、サービスを利用します。